

第6章

生きがいとやすらぎを実感できる環境の創出

目標指標

指標	実績(見込)	目標					
		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
1	母子健康包括支援センター相談延べ件数(件)	400	400	400	400	400	400
2	産前・産後サポート利用者数(人)	150	150	150	150	150	150
3	自立支援型地域ケア個別会議による検討件数(件)	170	120	120	120	120	120
4	いきいき百歳体操グループ数(グループ)【累計】	85	90	90	90	90	90
5	リハビリ教室の利用者数(人)	720	1,350	600	650	700	750
6	認知症サポーター養成講座受講者数(人)	150	300	300	300	300	300
7	認定調査票の検収率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
8	入所施設から地域生活への移行人数(人)【累計】	0	2	4	6	8	10
9	福祉就労から一般就労への移行人数(人)【累計】	22	22	22	22	22	22
10	ボランティア養成講座受講者数(人)	875	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400
11	登録ボランティア数(団体)【累計】	95	98	101	104	107	110
12	登録ボランティア数(人)【累計】	2,038	2,100	2,150	2,200	2,250	2,300
13	特定健診の2年間継続受診率(%)	75.2	80.0	81.0	82.0	83.0	85.0
14	こころのゲートキーパー養成講座受講者数(人)	240	200	200	200	200	200
15	乳児健診(4か月児)受診率(%)	96.6	96.5	96.5	96.5	96.5	96.5
16	幼児健診(1才6か月・3歳児)受診率(%)	96.0	96.5	96.5	96.5	96.5	96.5
17	保険税収納率(合計)(%)	84.1	84.6	84.8	84.9	85.0	85.0
18	保険税収納率(現年課税分)(%)	97.5	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0
19	保険税収納率(滞納繰越分)(%)	33.0	33.5	34.0	34.5	35.0	35.0
20	生活保護率(%)【累計】	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13

第1節 子育て支援の充実

〈主な関連SDGs〉



- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進してきました。

本市においても、出生数は減少傾向にあります。幼児教育・保育の無償化や就労形態の多様化、ひとり親世帯の増加などにより、保育ニーズが増大し多様化する一方で、円滑な施設運営のために必要な保育士の確保が困難になっており、より一層の子育てと家事を両立することのできる環境づくりが重要となっています。

また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに関して気軽に相談できる相手が身近にいないため、悩みや不安を抱えて孤立する家庭の増加や親の子育て力の低下が懸念されており、児童虐待や不登校、いじめ、子どもの貧困などの問題に加えて、コロナ禍による影響もあり、子どもを取り巻く状況が深刻になっています。

令和2年3月に、第1期計画での取組の成果と課題、子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズ、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、見直しを行った「第2期洲本市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもを生んで育てたくなるような環境づくりに努め、教育・保育の質の向上、家族の協力による子育て、行政、民間、地域の連携など、まちが一体となって子育てを支援できる取組を推進します。

〈近年の取組成果〉

- 幼保連携型認定こども園の整備推進（H31.4 なのはなこども園開園、R4 五色認定こども園（仮称）整備着手）
- 放課後児童クラブの拡充
 - ・児童クラブ潮（H30.9 場所移転、R2 改修工事）
 - ・児童クラブ広石（H31.4 広石小・鳥飼小・堺小学校区を対象に事業開始）
 - ・児童クラブ鮎原（H31.4 都志小学校区を対象に拡大）
 - ・児童クラブ加茂（改修工事、場所移転、利用定員の拡大）
 - ・児童クラブ安乎（R2 建替工事、利用定員の拡大）
- 子ども家庭総合支援拠点設置（R4.4.1～）
- 母子健康包括支援センター設置（母子保健コーディネーターの専属配置、助産師の複数配置）
- 産後ケア事業での利用可能な体制整備（通所型3ヶ所・訪問型3ヶ所・宿泊型2ヶ所）

○産前・産後サポート事業での利用可能な体制整備（集団型1ヶ所・個別型2ヶ所）

施策方針

子どもが健やかに生まれ育つよう、関連部門、関連機関・団体が一体となった多面的な子育て支援施策を推進します。

主要施策

（1）保育環境の充実【拡大・強化】

五色地域の保育園5園については、乳幼児期にふさわしい生活や遊びを通じて、育ちの段階に応じた保育ができるよう、1園に集約し、五色認定こども園（仮称）の整備を進めます。整備に伴い、多様な就労形態に対応するため、延長保育、一時預かりや病後児保育などの特別保育を実施します。

また、児童数の減少により活用が可能な小学校の空き教室や隣接する施設を利用し、子どもが安心して過ごせる放課後の居場所づくりの受け入れ枠を増やします。

（2）安心して子育てできる支援の充実【拡大・強化】

子どもの健やかな成長をサポートする拠点として、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、母子保健分野から子育て支援に至るまでシームレスで一体的な取組により、効果的な子育て支援を実施する体制を整えています。すべての子どもとその家庭及び妊産婦などを対象に、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援に繋げていきます。また、妊産婦からの相談には、「母子健康包括支援センター」と連携し、安全で安心して子どもを産み育てられるまちづくりの推進に向け、細やかな切れ目のない支援に努めます。

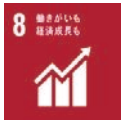
〈関連個別計画〉

- ◆洲本市子ども・子育て支援事業計画
- ◆洲本市地域福祉計画



第2節 高齢者施策の充実

〈主な関連SDGs〉



- 3 すべての人に健康と福祉を
- 8 働きがいも経済成長も
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年を迎え、誰もが介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続ける「地域包括ケアシステム」の実現に向け、さらなる高齢者施策推進が求められます。「洲本市第7期介護保険事業計画」期（平成30年度から令和2年度）においては、要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて定期巡回型訪問と随時対応を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備しました。さらに「洲本市第8期介護保険事業計画」における整備方針に基づき、介護老人保健施設整備、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備をめざします。

本市の高齢化率は令和4年8月1日現在36.4%と全国・兵庫県平均を大幅に上回り、今後も高い水準で推移する見込みです。高齢者のうち、5人に1人は認知症になると言われており、介護予防事業、認知症高齢者対策が大きな課題です。

〈近年の取組成果〉

- 新規介護予防・生活支援サービス事業「GENKIすもっとトライ教室」開始
- 在宅医療・介護連携体制の構築
- 生活支援コーディネーター（7名）、就労的活動支援コーディネーター（1名）の配置
- 認知症初期集中支援チームの充実
- GENKIすもっとサポーターの養成（サポーター登録者32名）
- チームオレンジコーディネーター（1名）の配置

施策方針

地域のあらゆる住民が役割を持ち、福祉などの公的サービスと協働して互いに助け合いながら自分らしく暮らすことのできる「地域共生社会」づくりを推進します。雇用や就労の機会の創出、地域活動の活性化など社会参加の場づくりを図り、生涯現役で生きがいを持っていきいきと暮らせるまちづくりをめざします。

高齢者の健康増進に対する意識の向上を図り、健康寿命の延伸をめざします。疾病の予防・早期発見・早期治療など適切に健康を管理するため、保健事業の充実に努めます。

認知症の早期発見・早期支援をめざし、認知症への理解を広めるとともに、関係各課・機関との連携を図り、見守り体制、家族介護者への支援強化に努めます。併せて地域の中で、自分らしく安心して生活を続けることができるよう、高齢者の住まいや住み替えなどに対応した住環境の整備に努めます。

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援とサービス提供体制の構築、生活支援の充実を図ります。高齢化のさらなる進展により、高齢者を支える人材の不足が懸念される状況を踏まえ、地域包括ケアシステムや介護保険制度を支える人材の確保及び資質向上に努めます。

主要施策

(1) 生きがいのある長寿社会づくり【改善】

就労的活動支援コーディネーターの配置、GENKIすもっとサポーター養成講座の開催、老人クラブ活動への支援などにより、高齢者の就労やボランティア、健康づくり活動などの活躍の場づくりを推進します。

いくつになっても健康で安全に運転できるよう、健康安全運転講座を開催します。

(2) 健康で元気な高齢者づくり【改善】

フレイル・オーラルフレイル予防の啓発並びに早期発見のための健診、早期対応のため専門職によるアウトリーチを強化するほか、健康づくり（介護予防）・重度化防止をさらに推進します。また、訪問型・通所型サービスに加え、短期集中型の介護予防サービス、いきいき百歳体操、リハビリ教室などの参加促進を図ります。

(3) 安心して暮らせるまちづくり【拡大・強化】

すもとオレンジライフサポートの普及・周知、認知症サポーター養成講座を引き続き開催するなど、認知症についての正しい知識や理解の普及啓発に努めるとともに、認知症の早期発見・早期受診・重度化防止をめざし、認知症初期集中支援チームとの連携を強化します。

また、災害が起きた際に何らかの手助けを必要とする人の名簿を作成し、民生委員・児童委員や町内会と共有するなど、地域ぐるみで災害に備えた支援体制の強化に努めます。

さらに、高齢者移動手段確保事業について、対象者の拡大や助成額の増額などを検討し、充実を図ります。

(4) 高齢者を支える体制づくり【改善】

自立支援型地域ケア個別会議などのケア会議や第2層地域づくり協議会などの協議体に参画する専門職・市民・民間企業を多様化し、高齢者の自立支援・重度化防止の体制強化を図ります。

また、地域ケア会議（医療介護連携部会）などにて在宅医療と在宅介護の切れ目のない提供体制を構築するとともに、医療・介護の関係者の連携強化・資質向上に努めます。

各日常生活圏域に生活支援コーディネーター・地域包括支援センター担当者を配置し、地域の保健・医療・福祉サービスなどの専門機関や民間企業との連携を強化し、資源開発・ネットワーク構築・ニーズとのマッチングを推進します。

(5) 介護保険事業の円滑な運営

今後の高齢者人口及び要介護認定者数の動向に加え、地域医療構想の動向を注視しながら、地域において、安心して介護サービスが利用できるよう介護サービスの基盤整備に努めます。

また、要介護認定事務については、認定審査会への情報を正確に伝えるために認定調査票の検収を全件行い、適正な要介護認定を行います。その他、住宅改修・福祉用具購入などの点検推進、介護報酬の支払い状況の縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知書の発送を実施します。

さらに、保険者と介護支援専門員の双方向でのケアプランの検討及び点検の実施、兵庫県洲本健康福祉事務所との連携による介護保険事業者に対する指導・監督により、介護給付の適正化を推進します。

〈関連個別計画〉

- ◆洲本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- ◆健康すもと21計画
- ◆洲本市地域福祉計画



第3節 障害者施策の充実

〈主な関連SDGs〉



- 3 すべての人に健康と福祉を
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

本市の障害福祉施策については、「洲本市障害者基本計画」、「洲本市障害福祉計画」や「洲本市障害児福祉計画」に基づき、総合的かつ計画的に推進してきました。平成30年4月に「障害者総合支援法」「児童福祉法」が改正され、障害のある人自身が望む地域生活を営むことができるよう「生活」「就労」に対する支援の一層の充実や高齢で障害のある人による介護保険サービスの円滑な利用などを推進するための見直しが行われました。また、障害のある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村における障害児福祉計画の策定が義務付けられています。

また、令和3年に、医療行為を必要とする医療的ケア児などを支援するための「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、合理的配慮を企業などの民間事業者に義務付ける「改正障害者差別解消法」が成立しています。

これらの国の動向や、これまでの本市の障害福祉施策の実施状況、本市の障害のある人を取り巻く現状・課題などを踏まえ、今後も障害のある人が自ら望む生活を「自分で選び」、「自分で決める」ことができる環境整備や住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現させることが必要となっています。障害の有無に関わらず誰もがお互いの人格と個性を尊重し合い、さらには地域で役割をみつけ、活躍できる共生社会の実現が求められています。

〈近年の取組成果〉

- 地域における総合的な相談支援体制の整備
- 障害者理解の促進に向けた淡路自立支援協議会との連携による研修会・集いの開催
- 優しさを育み未来へつむぐ事業(合理的配慮の提供を支援する助成制度)の整備
- 官民協働による「洲本市障害福祉サービスの手引き」の作成、配布

施策方針

障害のある人が、自ら望む生活の主体的な選択・決定を支える地域社会や障害の有無に関わらず誰もがお互いの人格と個性を尊重し合い、活躍できる共生社会の実現をめざして、「自分らしく安心して暮らせる地域を ともにつくる まちづくり」の理念のもとに、障害のある人への支援を総合的かつ計画的に推進していきます。

(1) 安全・安心な生活環境の充実

利便性の高い市街地でのグループホームの整備を促進するとともに、障害者の生活に適した市営住宅などの供給に努めます。

また、公共施設や道路などにおいてバリアフリー及びユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進め、障害者が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

さらに、障害者の外出や移動などを支援する福祉サービスの一層の充実を図ります。

(2) 情報提供と意思疎通支援の充実

障害者本人の意思による選択や決定などを支援するため、福祉サービスなどの生活に必要な情報をわかりやすく提供し、これを容易に取得できる環境を整えます。

また、聴覚障害者への支援として、手話通訳者や要約筆記者の派遣及び養成の充実に努めます。

(3) 防災、防犯などの推進

障害の有無に関わらず、すべての市民が必要な情報を速やかに入手できる伝達方法を普及・啓発するとともに、災害発生時の避難行動に支援を必要とする要配慮者が、安全かつ的確に避難できるよう地域における避難支援体制を整えます。

また、福祉的配慮の整った福祉避難所の指定を進め、要配慮者が安心して過ごせる避難所の充実を図ります。

警察や防犯協会などとの連携を強化し、地域における自主防犯活動の促進など、地域防犯体制の充実を図ります。

(4) 差別の解消・権利擁護の推進と障害者理解の推進【拡大・強化】

「障害者差別解消法」への市民の関心を高め、障害を理由とする差別の解消を図るほか、「障害者虐待防止法」の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止に努めます。

また、障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の適切な利用を促進します。

さらに、広く市民に対して障害者に関する正しい理解を促進するため、各種媒体や障害者団体などとの連携により、幅広い広報・啓発に努めるとともに、学齢期からの福祉教育の実践をはじめ地域や職場などにおける福祉教育を推進します。

(5) 自立した生活支援の推進【拡大・強化】

障害福祉サービスを利用する際に必要な「計画相談支援」の円滑な提供体制を確保するとともに、身近で気軽に相談できる「委託相談支援」を継続して実施するほか、障害者の多様な特性や法制度の変化などに対応できる質の高い相談支援の充実を図ります。

また、障害者の自立生活を支援するため、障害福祉サービスを提供する事業者の量的拡大と障害特性に対応し得る質的向上を支援します。

同様に障害児については、「気づき」の段階から支援の充実を図るとともに、乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援を進めます。

(6) 保健・医療の充実【拡大・強化】

障害者が重い疾病にかかることのないよう特定健康診査を受診しやすい環境を整えるとともに、万一、医療が必要となった場合でも、安心して医療が受けられるよう地域の医療機関と専門医療機関の連携を強化し、災害時に強い地域医療体制を整えます。

また、こころの病や精神障害者などについて市民が理解を深める機会を設けるとともに、相談支援体制の充実を図るほか、精神障害者の地域移行や社会参加などを促進し、地域生活の定着を図るため、医療、保健、福祉の連携による精神障害者への支援体制を整えます。

さらに、発達が気になる子どもを持つ親への発達障害の正しい理解を促すとともに、医療、保健、福祉、教育などさまざまな機関の連携のもとに乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した親と子どもの支援に努めます。

(7) 雇用・就業などの支援

企業などに対して、障害者雇用に関する広報・啓発や各種制度の情報提供などを進め、障害者のニーズに合った職場の開拓に努めるとともに、働く意欲のある障害者が、必要な段階で就労支援を受けることができるよう障害者本人やその家族などに対して、就業・生活支援センターなどの専門機関の周知を図るとともに、障害者の就労に向けた知識や能力の向上などのために就労系福祉サービスの利用を促進します。

(8) 教育、文化芸術活動・スポーツなどの充実

特別な支援を必要とする児童生徒が適切な支援のもとに教育を受けることができるよう教育相談や特別支援教育などの充実を図るとともに、すべての児童生徒が共に学ぶことができる教育システムを整えます。

また、障害者がさまざまな文化芸術やスポーツ活動などに親しみながら参加できるように活動機会の確保に努めるとともに、これらの活動を通じた障害者の地域間交流を促進します。

〈関連個別計画〉

- ◆ 洲本市障害者基本計画
- ◆ 洲本市障害福祉計画及び洲本市障害児福祉計画
- ◆ 洲本市地域福祉計画



第4節 地域福祉の充実

〈主な関連SDGs〉



- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

国や県の動向も踏まえ、社会情勢の変化による新たな地域課題に取り組むために「第2期洲本市地域福祉計画」（平成28年度～令和2年度）を策定し、多くの市民や団体が主体的に福祉活動に取り組み、ともに助け合い支え合える福祉のまちづくりを推進してきました。

しかしながら、子育て家庭の核家族化や超高齢化が急速に進行しており、高齢者や生活困窮者など、制度の狭間で苦しむ人や複合的な問題を持つ人の増加が懸念され、新たな社会問題への対応が求められる中で、改めて総合的な福祉施策を検討する必要性が生じてきました。

そこで、第2期計画の見直しと実情把握をもとに、地域特性を踏まえた地域福祉の推進を総合的かつ計画的に進めていくため「第3期洲本市地域福祉計画」を策定し取組を進めています。

〈近年の取組成果〉

- ボランティアの育成や福祉学習の推進、市民への意識啓発
- 地域住民、各種団体、関係機関などによるネットワークづくりの推進
- 福祉有償運送事業者支援制度の実施
- ひきこもり支援策の充実

施策方針

これまで以上に地域における課題を発見し、それを市民・事業者・行政が「我が事」として共有し、課題解決に向けてさまざまな支援を届け、地域として支え合う仕組みづくりや、それぞれが役割を担い、生きがいを持って自分らしく暮らせる居場所がある「地域共生社会の実現」をめざし、「人がつながり ささえあい ともにつくる まちづくり」を新たに設定し、地域福祉の充実をめざします。

主要施策

（1）地域福祉活動の活性化【改善】

地域における福祉活動の推進にあたって、担い手の確保・育成が大きな課題となっています。市民にとって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、それぞれが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らしていくことができるまちづくりをめざします。

また、支援を行う意思と資源を有する企業や個人と団体のマッチングを推進し、フードバンクなどの支援につなげます。

さらに、地域における市民活動への住民参加促進の多くを担う市の社会福祉協議会との連携により、担い手の育成と、その活動場所の確保を支援していきます。

(2) 地域で暮らしていくための支援【拡大・強化】

誰もが安心して住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるためには、健康に過ごすことができ、必要なときに適切で質の高い福祉サービスをいつでも受けられることが重要です。そのためには、市民が孤立したり生活課題を抱えたときに、声を上げられる仕組みや発見する仕組みづくりも必要です。

そのことも踏まえ、生活困窮者や子育て家庭、要介護者とその家族などに対して総合的な支援の充実に努めます。

(3) 総合的な相談体制の確立【拡大・強化】

ヤングケアラーの存在や「8050問題」など、地域での課題が複雑化する中で、身近な相談窓口があることは、市民にとって重要な要素になります。

誰もがいつでも気軽に相談できるよう、各種相談窓口がどのような機能を持っているかなど必要な情報をわかりやすく提供するとともに、各相談機関が連携して対応できる総合的な相談体制を確立します。

また、福祉分野だけでなく医療・教育・労働分野も含めた、各関係機関、福祉施設、団体などが相互に連携し協力することで、それぞれが持つ機能を十分に発揮できる仕組みづくりを進めるとともに、さまざまな地域団体との連携も進め、包括的な支援体制の構築を図ります。

(4) 安心して暮らすことができる環境整備【拡大・強化】

本市では、見守りや地域活動など、人と人とのつながりを広げる取組やきっかけづくりを提供し社会参加を促進するとともに、こうした活動や取組などを円滑に行えるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進、移動手段の確保など、生活環境の整備に努めます。

また、災害などの緊急時に備えて避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、世界的に流行している感染症対策についての情報発信及び感染拡大に備えた体制の強化を図ります。

〈関連個別計画〉

◆洲本市地域福祉計画

第5節 健康づくり・医療体制の推進

〈主な関連SDGs〉



- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 11 住み続けられるまちづくりを

現状

平成25年3月末策定の「健康すもと21（第2次）計画」は、平成29年度に中間評価を実施し、それに基づき、健康寿命の延伸、健康格差の解消に向け推進してきました。令和5年度に「健康増進計画」「食育計画」「自殺対策計画」の3つを統合し、市の健康課題・心の健康課題の解決に向けて推進していきます。

生活習慣病予防の取組としては、市民一人ひとりが「自分の健康状態や生活実態がわかり、自ら健康管理が行える」ように、生活習慣が確立する乳幼児期から高齢期まで途切れない継続した支援を行っていくとともに、特に健康への関心が低い若い世代への取組の継続と充実を図ります。健康状態や健康意識に地域や年代による格差がみられ、今後も地域・職域・医療・行政などが連携して主体的な健康づくりへの取組を支援する環境づくり、健康に対する無関心層も自然と健康となれるような食の環境や運動しやすい環境づくりを推進し、健康格差の解消を推進します。

こころの健康づくりの取組としては、市民全体にこころの健康に対する理解を深め、こころの病気について正しく理解してもらえるように普及啓発やこころのゲートキーパーの養成などの活動を継続します。また、子どもの頃から「こころの教育」も教育委員会と協働し、令和5年度より市内小学校5年生・中学校2年生を対象とし、全校実施を進めます。

誰もが「生きることの包括的な支援」として保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関と連携を図り、「誰も自殺に追い込まれることのない市」の実現をめざします。

〈近年の取組成果〉

- 生活習慣病の重症化予防への取組として、健康診査項目に eGFR 値の導入と洲本市 CKD 予防連携連絡票を用いた医療機関との連携体制を構築
- R4年度から上記の取組に加え、兵庫県薬剤師会淡路支部とも連携し、保険調剤薬局との連携を強化する体制をとり、糖尿病治療中者及び治療中断者に特化した市民のセルフケア行動を支援することによる重症化予防の推進
- 生活習慣病予防対策推進委員会で生活習慣病予防・重症化予防を目的とした洲本市食育応援店『洲本市御食国減る see 応援店』を募集
- 生活習慣病対策推進委員会の委員である洲本商工会議所の協力を得て、生活習慣病・重症化予防を目的とした特定健診・がん検診受診の勧奨を広報記事に掲載するとともに会員等への折込チラシの配布
- 生活習慣病対策推進委員会の委員であるイオンスタイル洲本店において食の環境づくりのひとつとして厚生労働省のスマートライフプロジェクトのポップを掲示し、自分の食事バランスに意識を向ける環境づくりを実施

- 自殺0（ゼロ）実現推進委員会で「洲本市“誰でも”ゲートキーパーの手引き」を作成し、適宜相談先を更新
- 自殺0（ゼロ）実現推進委員会で「こどものこころの教育プログラム（自殺予防教育）」の試行事業の実施（R4年度末までに、小学校13校・中学校5校の全校における試行事業が終了予定）

施策方針

「健康すもと21（第2次）計画」は令和5年度が最終年度であるため、令和5年度に「健康すもと21（第2次）計画」「洲本市食育推進（第2次）計画」「洲本市自殺0（ゼロ）実現計画」を一つの計画に統一し、令和6年度からは、新計画に基づき、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことを支援することにより、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図るとともに、市民の健康づくりを支援するための社会環境の質の向上を図ることで、健康寿命の延伸、健康格差の縮小の実現をめざします。

また、メンタルヘルス対策を推進することで、自殺者0（ゼロ）をめざします。

さらに、市民が心身ともに健康でいきいきと活躍できるように地域医療体制の充実をめざします。

主要施策

（1）健康づくりの実践と生活習慣の改善への対策の推進【改善】

自分の健康状態を正しく認識し、生活習慣病の発症や重症化を予防していくには、定期的に健診を受け、自分の身体や生活の状態を知ることが不可欠です。そこで、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう各種健診や教室などを通じて、生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組み、「自分の健康状態や生活実態が自分でわかる」支援を引き続き行います。

また、生活習慣病の重症化予防として、洲本市医師会や、兵庫県薬剤師会淡路支部、腎臓病専門医などの関係機関との予防連携の仕組みを構築し、慢性腎臓病（CKD）・糖尿病性腎症（DKD）予防の取組を実施します。

健康診査の体制については、市民が受診しやすい内容・環境づくりをめざし、より効率的・効果的な健診の実施に努めます。

そして、健康寿命の延伸を図るため、市民、地域、行政が一体となった健康のまちづくりをめざします。

（2）健康を支え、守るための社会環境の整備【拡大・強化】

「健康すもと21（第2次）計画」は令和5年度が最終年度であるため、令和5年度に「健康すもと21（第2次）計画」並びに関連する「洲本市食育推進（第2次）計画」と「洲本市自殺0（ゼロ）実現計画」をまとめて新たな計画作成に取り掛かります。そのため、これまでの推進状況を評価するとともに健康課題を整理し、各推進委員会を核にしながら地域との連携を図り、市民が自然に健康になれる環境づくり（食の環境づくり・健診を受けやすい環境づくり）の取組活動を継続します。

(3) メンタルヘルス対策の推進【拡大・強化】

平成30年度は、自殺対策基本法に基づき、「洲本市自殺0（ゼロ）実現計画」の策定をしました。自殺0（ゼロ）実現推進委員会を基盤とし、あらゆる機会を捉えて、市民全体にこころの健康に対する理解を深め、こころの病気について正しく理解してもらえるように普及啓発と、こころのゲートキーパーの人材育成の活動を継続します。

「こどものこころの教育プログラム（自殺予防教育）」の試行事業の実施をしています。令和4年度末までに、終了予定の小学校13校・中学校5校の全校における試行事業実施の結果、必要性があると判断し、「こどものこころの教育プログラム（自殺予防教育）」については教育委員会と協働し、令和5年度より各校で実施していけるよう努めます。

(4) 地域医療体制の充実

一次医療機関と二次・三次医療機関の役割分担が進む中、一次医療機関としての地域医療体制の充実に取り組むとともに、継続したサービスの提供に向けて医師確保についても努めます。

〈関連個別計画〉

- ◆健康すもと21計画
- ◆洲本市食育推進計画
- ◆洲本市自殺0（ゼロ）実現計画



第6節 社会保障制度の適正な運営

〈主な関連SDGs〉



- 1 貧困をなくそう
3 すべての人に健康と福祉を
17 パートナリシップで目標を達成しよう

現状

国では、少子高齢化などが進行する中、社会保障の充実と安定化、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成をめざし、社会保障と税の一体改革の取組が行われています。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核をなし、加入者の疾病や負傷などに対して必要な保険給付を行う医療保険として、市民の健康維持、福祉の向上に大きな役割を果たしています。

令和4年3月末現在の加入状況を見ると、世帯数は6,380世帯で、被保険者数は9,954人となっています。また、令和4年3月末現在の国民健康保険加入率は、23.6%となっています。

平成20年度より各医療保険者（洲本市国保）に義務づけられた40歳以上の加入者を対象とした特定健康診査と特定保健指導の実施については、「洲本市特定健康診査等実施計画」を策定し、健診費用の無料化、未受診者対策などの受診率向上のための施策を実施し、事業の推進に取り組んできました。令和3年度からは、30歳代の健診費用の無料化を実施し、若年層から保健指導や啓発を行うことで、健康意識の向上と生活習慣病発症の予防を図っています。

国民健康保険の財政状況については、健全性を維持していますが、医療費の高額化、国民健康保険制度の構造的な問題などにより、厳しい状況にあります。平成30年度からは、県が財政運営の責任者となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの国民健康保険運営の中心的な役割を担い、市は地域における事業を引き続き担っています。

また、75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度については、保険料負担の公平性の確保に努め、保険制度の安定的な運営に向け、医療費の抑制を図るほか、保険料の賦課・徴収、保険給付の適正化に取り組んでいます。令和4年度以降団塊の世代が後期高齢者となり始め、現役世代の負担が大きく上昇することが予想されることから、一定の所得がある後期高齢者の患者負担割合2割負担の導入が実施されています。

生活保護の状況について、国全体では平成28年3月をピークに減少に転じており、世帯類型別では、高齢者世帯が増加している一方で、母子世帯は減少傾向が続いています。本市においては、令和元年度以降の保護世帯数は横ばい状態が続いており、世帯類型別では傷病者世帯は減少傾向となっていますが、高齢者世帯は増加傾向にあります。

国は被保護者への経済的給付に加え、自立支援・就労支援を行う制度への転換を目的として、生活保護制度における自立支援の強化、適正化を求めており、法令に則った制度の適正な執行を心掛ける必要があります。

国民年金制度は、健全な老後の生活を維持するための重要な制度です。市は、市民が安心した老後を送ることができるよう市民の年金受給権の確保に努め、日本年金機構と協力・連携しながら、年金制度についての相談対応、情報提供、届出書の受付業務などを行っています。老後の所得補償の基盤となる公的年金制度の重要性を広く周知し、今後も日本年金機構や明石年金事務所と協力連携しながら、国民年金制度をわかりやすくお知らせしていく必要があります。

〈近年の取組成果〉

- 年金相談を毎月開催

施策方針

国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度の適正な運営に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を図り、生活保護世帯の自立促進に努めます。

また、国民年金制度への正しい理解を深めるため、日本年金機構や明石年金事務所との協力連携のもと、制度の周知・啓発を図り、市民の年金受給権の確保に努めます。

主要施策

(1) 国民健康保険事業の適正な運営

特定健康診査・特定保健指導などの保健事業を推進し、被保険者の自主的な健康づくりを支援していくとともに、資格適用の適正化、レセプト点検の強化・充実による給付の適正化などにより医療費の抑制に努めます。

また、適正な国民健康保険税率の設定、滞納者対策の強化による国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

(2) 後期高齢者医療制度の適正な運営

保険制度の安定的な運営に向け、健診受診率の向上対策に努めるとともに、兵庫県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の抑制を図るほか、保険料の賦課・徴収、保険給付の適正化に努めます。

(3) 生活困窮者の自立支援と生活保護制度の適正な運営

生活困窮者などの一層の自立の支援を図るため、生活困窮者に対する支援体制の強化を実施し、生活困窮者自立支援制度の適正な運用に努めます。

また、生活保護世帯については、自立に向けた指導、支援を継続し、生活保護制度の適正な運用に努めます。

(4) 国民年金制度の適正な運営

国民年金制度をわかりやすくお知らせしていくことにより、国民年金の未加入者の解消に努めます。

〈関連個別計画〉

◆洲本市特定健康診査等実施計画